

【参考資料】資料2. EU加盟各国の貧困測定状況

全国レベルで発表された最新の貧困に関する報告書において各国統計局（または所得・生活状況に関するデータの作成を担当する公的機関）が用いている指標（2010年4月時点）

	最新の報告書のタイトル・発表日付	貧困に関する最新の主要報告書で用いた指標 ³	プレスリリースで用いた指標（数値または比率を記して下さい）	どの数字がマスコミで取り上げられるか？	統計局または公的データ作成機関の名称
ベルギー	貧困対策担当国務大臣「貧困の国内バロメーター2009年版」ブラッセル（2010年1月26日）	下記に基づく等価所得の中央値の60% －2008年度 EU-SILC（同報告書には「主観的貧困リスク指標（生活費のやり繰りが困難とする世帯の比率）」も記載。 －EU-SILCにも基づいている。対応する数字はほとんど同一。）	プレスリリースで用いた指標：同左 （ http://www.belgium.be/fr/actualites/2009/news_barometre_pauvrete.jsp 。）	マスコミで取り上げられる数字：同左 15.2%（報告書巻末資料参照）	連邦社会保障局；国立統計局（経済省）と連携
ブルガリア	各年の貧困線および相対的貧困率などのルーケン指標。最新データは2008年 （ http://www.nsi.bg/BudgetHome_e/BudgetHome_e.htm から入手）。 家計調査 （ http://www.nsi.bg/BudhetHome_e/BudhetHome_e.htm から入手）。福祉水準の代理変数として世帯所得・支出の平均値を使用。 2009年9月の生計費報告書 （ http://84.242.167.9/knsb/index.php?lang=english （ブルガリア語のみ）から入手）。	相対的貧困率は、2007年以来、国立統計局が発表し政府が貧困基準として用いている公式の貧困指標である。 労働組合が発表するいわゆる生計費は、極めてポピュラーな貧困線の基準となっている。生計費報告書は、ブルガリア独立労働組合連合が四半期毎に発表。	相対的貧困率は、マスコミによってあまり広範に公表されておらず、コメントもされていない。当該貧困率は、各年比較が可能なブルガリア特有の指標のように理解されている。マスコミは各国比較、すなわちブルガリアが他のEU諸国と比較してどの位置にあるかに大きな関心を抱いているように思われる。等価所得の中央値の60%として算定した貧困線の方が、よりポピュラーである。	ドネブニク紙 ブルガリアが「EUでの最貧国」であることを示したブルガリアに関するデータ。 相対的貧困率は、ブルガリアのマスコミには人気がない。貧困線が発表され、議論されている。マスコミは、公式の貧困線（2010年は1人あたり1ヵ月108ユーロ）、労働組合が示す貧困線、世帯所得・消費の平均については議論。 食糧に費やす家計のシェア（最新の数字は55%）	国立統計局 ブルガリア独立労働組合連合

チェコ	<p>チェコ統計局の 2008 年度世帯所得および生活状況 (www.czso.cz (http://www.czso.cz/csu/2009ediciplan.nsf/p/3012-09)1 から入手) (2009 年 10 月 30 日)。 パーベル・ユフロン、オンドル・オラ、トーマス・ソロバツハ「SILC 調査結果による子どもに重点を置いたチェコ共和国の所得・貧困・物質的剥奪」プルノ研究センター、プラハ、2008 年 (65 頁) ISBN 978-80-7416-002-8. http://praha.vupsv.cz/Fulltext/vz_266.pdf 2</p>	<p>相対的貧困率 (国内所得の中央値の 70%、60%、50%、40%未満で生活する人) 相対的貧困率 (国内所得の中央値の 60%未満で生活する人) (住宅費控除前・控除後)</p>	<p>相対的貧困率 (国内所得の中央値の 60%未満で生活する人) 92 万 3,000 人 (人口の 9%) が相対的貧困下で生活。 プレスリリースー公開討論一件数 7 件 (100%) (労働社会問題省 2 件、労働社会問題省の刊行物の記事「労働・社会政策」1 件) ラジオ、テレビでの公開討論、2010 年 1 月 2 つのインターネット上の公的マスメディア (数種の定期刊行物でも再録)、3 件</p>	<p>相対的貧困率 (国内所得の中央値の 60%未満で生活する人) 場合に応じて、SILC による物質的剥奪の一部の指標</p>	チェコ統計局 (www.czso.cz)
デンマーク	「所得 2007 年版」(2009 年 9 月)	<p>貧困率 (EU 統計局奨励の) 等価所得の中央値の 60% (OECD 奨励の) 等価所得の中央値の 50%</p>	<p>本件 (貧困) についてはプレスリリースが行われていない。ただし、所得と地域性の相関について触れた報告書の記者公表を実施 (2009 年 9 月 24 日)。</p>	所得の高低と社会文化指標 (地域性、民族性、性別) との相関。所得水準。	デンマーク統計局
ドイツ	「2008 年度貧困および富に関する第 3 次報告書」(2008 年 7 月)	<p>同報告では 3 種の指標を使用。 A) 貧困に関する 15 指標 貧困の程度に関する主要指標：ラーケン指標 (中位所得の 60%未満) 二次指標：多重債務の程度、健康、教育、住宅、雇用などの種々の分野への参加・能力に関する諸指標。 B) 富に関する 6 指標 C) 背景情報に関する 7 指標</p>	<p>2006 年度 EU-SILC に基づくラーケン指標 (中位所得の 60%) (13%) ; とくに子どもの貧困率にも言及 (12%) 。</p>	<p>ラーケン指標がマスコミの注目の的となった。マスコミではデータ選択が非常に議論に (データベースの数値参照)。 マスコミは、また、最低所得制度の基準 (相対的貧困率よりも低い) についても議論。</p>	<p>連邦統計局。 使用されたデータ： ー2006 年度 EU-SILC (13%) ー連邦統計局による所得・支出標本調査 (14%) ー連邦統計局による 2005 年度小規模センサス (15%) ードイツ経済調査研究所による 2006 年度社会経済パネル調査 (18%)</p>

エストニア	「エストニアにおける貧困」 (2010年2月)	相対的貧困率（中位所得の60%）、絶対的貧困線、直接的貧困（絶対的貧困線の80%までの所得）、永久的貧困；主観的貧困、物質的剥奪、最低生活水準（世帯主1月当たり1,000クローン）	相対的貧困率19.5%。 就業者貧困率7.3% (2007年)	マスコミは、報告書「エストニアにおける貧困」や、同報告書を説明したセミナーに、とくに関心を示さず。各種ウェブサイトでは記者公表の数字を提供	エストニア統計局
アイルランド	2008年所得・生活状況調査(SILC)	相対的貧困率（中位所得の60%） 一貫性貧困（中位所得の60%未満＋基礎的剥奪指数11のうち少なくとも2つで強制的剥奪状態にある世帯の者）	相対的貧困率 一貫性貧困	2つの貧困基準と債務状況（基礎的剥奪指数の1つ）	中央統計局（www.cso.ie）
ギリシア	「2008年度所得・生活状況（EU-SILC）調査の結果」 (2010年3月9日) (上記報告書は、下記から英語版も入手可能： http://www.statistics.gr/portal/page/portal/ESYE/BUCKET/A0802/PressReleases/A0802_SFA10_DT_AN_00_2008_01_FEN.pdf (2010年3月16日))	使用している主要指標： 等価国民所得の中央値の60%に設定した貧困線に基づく相対的貧困率 その他の公表指標：等価国民所得の中央値の40%、50%および70%に設定した貧困線に基づく相対的貧困率	60%の貧困線に基づく「相対的貧困率」：20%（832,975世帯または218万6,869人） 40%、50%、70%の貧困線に基づく「相対的貧困率」：それぞれ7%、13%、27%	マスコミは、等価国民所得の中央値の60%未満で生活する人数（220万人）とこれに対応する比率（20%）の双方の数値を取り上げた。	ギリシア国立統計局事務総局
スペイン	国立統計研究所「生活状況調査2009年」暫定値 (2010年3月17日)	使用された指標：住宅費控除前の等価所得の中央値の60%。当該指標は年齢および性別により細分化。相対的貧困率は2009年19.5% 一世帯あたり中位所得（2008年26,429ユーロ、2007年比1.6%増）／一人あたり中位所得（2008年9,839ユーロ、2007年比2.9%増）。 家計のやりくりの困難さ 過去12ヵ月の住宅ローンまたは家賃の支払遅延	使用指標は、住宅費控除前の等価所得の中央値の60%。	相対的貧困率19.5%（2009年）。マスコミは、貧困の影響を最も大きく受ける年齢層に関する国立統計研究所提供の数字も使用。	国立統計研究所 (www.ine.es)

フランス	<p>国立貧困・社会的包摂観測所「危機の時代における貧困と社会的排除の10年間の観察の結果」(2010年3月21日)</p> <p>同報告書は、下記からオンラインで入手可能。 http://www.onpes.gouv.fr/</p>	<p>中位所得の60%未満の比率(ラークン貧困線)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中位所得の50%未満の比率 - 貧困ギャップ率 - 労働人口の貧困率 - 基礎的ライフスタイル剥奪指数(DI) - 資産調査に基づく給付受給者数の変化 - 長期所得支援指数(3年間超の最低所得(RMI)受給者数) - 財政的理由によりヘルスケア手段を持たない人の比率 - 早期退学の生徒数 - 失業給付を受給しない求職者の比率 - 社会保障住宅申請で1年超の期間に対応がなされていない申請の比率 - 所得の不平等度 	<ul style="list-style-type: none"> - 中位所得の60%未満の比率 - 労働人口の貧困率 	<p>マスコミが取り上げた具体的な数字は無いが、多くの新聞・マスコミのコメントでは貧困線未満で生活する貧困者の数(800万人)を強調。</p>	<p>国立統計・経済研究所(http://www.insee.fr/)が主として提供するデータを用いて国立貧困・社会的排除観測所が作成</p>
イタリア	<p>国立統計庁「イタリアの貧困2008年度版」(2009年7月30日)</p>	<p>消費支出に基づく相対的貧困率および絶対的貧困率</p>	<p>2008年度</p> <p>相対的貧困率：273.7万世帯(11.3%)</p> <p>絶対的貧困率：807.8万世帯(13.6%)</p>	<p>相対的貧困率と絶対的貧困率</p>	<p>国立統計庁</p>
キプロス	<p>「世帯所得、相対的貧困および生活状況 2005年版」、一般社会統計シリーズII、第3号(ギリシア語版のみ)</p>	<p>相対的貧困率、大半は中位所得の60%未満で生活する人(ただし、貧困線40%、50%、60%の人についても報告)</p>	<p>該当せず(記者発表無し)</p>	<p>貧困リスクにある者(中位所得の60%未満で生活する者)：全国民の16%、年金受給者の49%</p>	<p>キプロス統計局</p>
ラトビア	<p>ラトビア中央統計局「ラトビアの所得と生活状況 2007年版」</p> <p>「ラトビアの所得と生活状況 2008年版」は2010年第2四</p>	<p>相対的貧困率(中位所得の60%未満で生活する者(合計、性別、年齢別、世帯種類別、地域別、就業時間別(フルタイム、パートタイム就業)など)</p>	<p>2008年の相対的貧困率(中位所得の60%)：全国民の26%、年金受給者の45%、65歳以上の単身者の80%、失業者の56%、18-24歳の19%、子どもの26%。</p>	<p>相対的貧困率(中位所得の60%未満で生活する人) - 全国民の26%(この数字は種々の新聞で最もよく使われている)。</p>	<p>ラトビア中央統計局のホームページに発表される情報 - ラトビア中央統計局の2010年4月1日付けの決定により、2008年の数値からEU-SILCで</p>

	<p>半期に出版予定 「ラトビアの所得と生活状況 2009 年度」は 2010 年第 4 四半期に出版予定。</p>	<p>等価可処分所得の全国中央値 60% での貧困ライン 相対的中位貧困リスクギャップ</p>	<p>相対的貧困率の地域別分布：リガ 16%、ピエリガ 17%、ビドゼメ 38%、クアゼメ 31%、ゼムガーレ 26%、ラートガーレ 42%。</p> <p>2008 年の単身者世帯の貧困ライン：2,295 ラット/年。 2008 年の中位等価可処分所得：4,283 ラット/年。 50 万人をわずかに上回る者（＝ラトビア人口の 1/4）が貧困リスクにさらされている。</p>	<p>その他は 65 歳以上の単身人口の貧困率、失業者の相対的貧困率、ラトビアの地域別の相対的貧困率の分布。</p>	<p>収集されたデータを掲載 ラトビア中央統計局 (www.csb.gov.lv)</p>
リトアニア	<p>「リトアニアの住民の 5 分の 1 は最低貧困リスク水準未満で生活している」（2009 年 10 月 16 日） http://www.stat.gov.lt/lt/news/view/?id=6571</p> <p>リトアニア統計局「所得および生活状況 2008 年版」（2009 年） http://www.stat.gov.lt/en/catalog/list/?cat_y=2&cat_id=3</p>	<p>等価可処分所得の中央値の 60% と定義する相対的貧困率。</p>	<p>2008 年のリトアニアの SILC データによると、相対的貧困率は 20%。2007 年と比較すると、相対的貧困率は 0.9% ポイント上昇。都市部では相対的貧困率は 13.6%、地方では 32.9%。単身者の最低貧困ラインは 720 リタス（209 ユーロ）/月。</p> <p>大人 2 人と 14 歳未満の子ども 2 人の家族では、1,512 リタス（438 ユーロ）。</p> <p>http://www.stat.gov.lt/mews/view/?id=6571</p>	<p>新聞の見出しでは、リトアニア人口の 20% が貧困に苦しんでいると強調。</p>	<p>リトアニア共和国政府統計部（リトアニア統計局） http://www.stat.gov.lt/en/</p>
ルクセンブルグ	(データ無し)	(データ無し)	(データ無し)	(データ無し)	(データ無し)
ハンガリー	<p>社会進歩指標システム http://portal.ksh.hu/pls/ksh/docs/hun/yhm/2/indi2_6_1.htm⁸</p>	<p>相対的貧困率（国内の中位所得の 60% 未満で生活する者）、子どもがいる世帯の相対的貧困率、相対的貧困ギャップ、購買力平価・フォロント・ユーロによる貧困線、社会移転あり・無しの貧困率、定</p>	<p>ハンガリーの貧困水準を示す公式発表はなし。グーグル検索では多くは 2002～2007 年の数値で最新の情報なし。メディアでは 2010 年社会的排除年の開始を報じているが、欧州全体の数値を</p>	<p>相対的貧困率 12%（国内の中位所得の 60% 未満で生活する者であるが、子ども、失業者、ジプシーなど種々のグループについても報告）</p>	<p>ハンガリー中央統計局</p>

		期的に肉・魚を食べられないまたは十分に暖をとれない世帯の比率、所得が無いことによる負債。	引用し、ハンガリーの数値は掲載せず。	37%－最低生活水準	
マルタ	所得・生活状況調査	社会移転あり・無しの相対的貧困率、相対的貧困率の格差、ジニ係数など、ルーケン指標の大部分。	EU 規則第 1177/2003 号で定義された等価所得の中央値の 60%	相対的貧困率 (2007 年 SILC) 14%	国立統計局
オランダ	オランダ統計局「低所得、貧困リスクと排除」(2009 年 12 月 3 日) http://www.cbs.nl/NR/rdonlyres/E688BD27-5B14-401F-923A-F4A07235BD43/0/2009v51pub.pdf	低所得基準：この指標は、固定額の購買力を示すもので、物価水準に合わせて毎年調整される。低所得基準は、社会政策ミニマムを上回る。 社会政策ミニマム：この基準は、政策決定過程で規定された最低保証所得の 101%に等しい。	低所得基準以下で生活する世帯の比率：8% (2008 年) (=約 54 万 5,000 人に相当)。 相対的貧困率は、ひとり親家庭 (29%) と西欧以外からの移民 (25%) で高い。	新聞に最もよく見られる記事は、オランダ人口の 10%が貧困に苦しんでいるというもの。この数字は、EU 統計局と「オランダ貧困モニター」のデータを参照したもの。	オランダ統計局 (CBS) オランダ社会調査研究所 (SCP)
オランダ I	オランダ統計局「低所得、貧困リスクと排除」(2009 年 12 月 3 日) http://www.cbs.nl/NR/rdonlyres/E688BD27-5B14-401F-923A-F4A07235BD43/0/2009v51pub.pdf	低所得基準： 低所得基準の出発点は、社会扶助または国の老齢年金に依存する者が低所得に属することにある。したがって、低所得基準は社会政策ミニマムを上回る。この基準以上に所得がなるには、家賃手当などの所得補助制度を利用しなければならない。給付水準は、受け入れ可能な最低のライフスタイルを達成するのに十分に高ければならない。低所得基準は、購買力が社会扶助を受ける人にとって最大であった 1979 年の社会扶助給付水準に由来。それ以降は、この水準を物価でスライド。単身者が 880 ユーロ/月相当 (2006 年)	全国 690 万世帯中 54 万 5,000 世帯 (8.0%) (2008 年)	この数字 (8%) がマスコミによって取り上げられた。	オランダ統計局 (CBS)

オランダ II	2009年版。上記と同じ。	社会政策ミニマム： 最低保証所得の101%（政策決定過程で規定された法定生活水準）。単身者について800ユーロ／月相当（2006年）。社会政策ミニマム基準は、社会扶助または老齢年金法だけに頼っている（子ども手当と家賃手当で補っている場合もあろう）場合、自動的に貧困ライン以下であることを示している。	社会政策ミニマム基準以下の世帯数：46万世帯（6.7%）（2008年）	マスコミが最もよく取り上げる数字は、低所得基準以下にある者。	オランダ統計局（CBS）
オランダ III	オランダ統計局（CBS）・オランダ社会調査研究所（SCP）「貧困レポート」（2008年） http://www.scp.nl/Publicaties/Al_publicaties/Publicaties_2008/Armoedebericht_2008	家計関連基準 家計関連基準は、食糧、衣類、住宅および医療など、オランダで（ほとんど）必須であるとみなされる物資の購入費用（基本的ニーズ）ならびに社会参加およびレクリエーションの費用（中程度だが十分な量）に関係。「中程度だが十分な」量は、「基本的ニーズ」より約13%多い。単身者の「基本的ニーズ」770ユーロ、「中程度だが十分な」量が880ユーロ相当（2006年）	2008年：中程度だが十分な家計の世帯の割合5.5%、基本的ニーズが満たせる家計の世帯3.3%。	同出版物には、低所得基準の数字も掲載。家計関連基準、低所得基準のどちらの数字も、マスコミで取り上げられている。	オランダ統計局（CBS）およびオランダ社会調査研究所（SCP）。
オーストリア	BMASK「オーストリアの貧困：EU-SILC2008の結果に基づく所得、貧困、生活状況」社会政策シリーズ2（2009年12月）	a. 最重要指標：貧困リスク指標（中位所得の60%） b. 二次指標：「明白な貧困（Manifest Poverty）」指標。この指標は、相対的貧困率（中位所得の60%）と社会的剥奪指数（7項目中2項を行う余裕が無い）とを組み合わせで構成。	相対的貧困率、明白な貧困指標の双方が最近の記者発表で使用。 貧困ライン（中位所得の60%）以下の人口：全人口の12.4%（約101万8,000人） 明白な貧困の人口：全人口の6%（約49万2,000人）	相対的貧困率、明白な貧困指標の双方が、マスコミで取り上げられている。	オーストリア統計局

ポーランド	<p>指標 1-4 : 「2008 年家計調査」(ワルシャワ、2009 年、プレスリリース、2009 年 5 月 26 日)。</p> <p>指標 5 : 「ポーランドの人々の所得・生活状況 (2007、2008 年の EU-SILC 調査からの報告)」(ワルシャワ、2009 年、プレスリリース、2010 年 1 月 28 日)。</p>	<p>1)相対的貧困線 (世帯支出平均の 50%)</p> <p>2)社会扶助基準</p> <p>3)最低生存水準 (極貧－絶対的貧困)</p> <p>4)主観的ミニマム</p> <p>5)相対的貧困率 (SILC に基づく中等価所得の 60%)</p>	<p>1)17.6%</p> <p>2)10.6%</p> <p>3)5.6%</p> <p>4)15.3%</p> <p>5)17%</p>	最低生存水準 (指標 3)、相対的貧困率 (指標 5) の双方	中央統計局
ポルトガル	<p>2008 年所得・生活状況 (暫定値)</p> <p>相対的貧困率は 18%、不平等は引き続き縮小。(2009 年 7 月 15 日)</p>	<p>相対的貧困率 (60%)</p> <p>社会移転控除後の相対的貧困率</p> <p>年金関連移転控除後の相対的貧困率</p> <p>社会移転控除前の相対的貧困率</p> <p>不平等指標 (ジニ係数、所得五分位階級で最下層に対する最上層の所得の比率 (S80/S20)、所得十分位階級で最下層に対する最上層の所得の比率 (S90/S10))</p>	相対的貧困率 (60%) は、国立統計研究所が毎年発行するマスコミ向けの出版物「特集」に毎回掲載。国立統計研究所が発行する報告書以外にはポルトガル語で貧困を扱う出版物は無い。	相対的貧困率 60% は、マスコミが最も多く取り上げる数字。マスコミは、また、貧困の影響を最も受ける年齢グループに関する国立統計研究所提供の数字も使用。また、不平等指標も、ポルトガルに高い不平等が持続するときは、マスコミにより引用。	国立統計研究所

ルーマニア	労働・家族・社会保護省社会的包摂計画部「ルーマニアにおける貧困：2007年の概況、動向、対応・予防策」（ウェブ版。2009年11月6日） ルーマニアの貧困に関するその他の報告書として、労働・家族・社会保護省、国立統計局、世界銀行の共同研究である貧困監視分析助言支援計画に基づく世界銀行報告書第47487-RO（2008年10月）、報告書第40120-RO（2007年11月）がある。	相対的貧困基準：全人口の同レベルの成人1人当たりの可処分所得の中央値の60%の最低水準未満。 絶対的貧困基準：全国ベースによる、最低消費バスケットを買う余裕がない者の数（相対的貧困基準が不平等を減らすことを目的とする政策の監視・評価に適しているのに対して、絶対的貧困基準は、基礎的ニーズを満たすためのリソースの欠如を緩和する目的の政策・計画の監視・評価に利用）。	相対的貧困：18.5%（2007年） 絶対的貧困率：9.8%（2007年） 貧困関連データの定期的な一般国民向け記者発表は行われていないが、種々の公的文書に貧困および社会的排除に関する数字を記載（例：貧困・社会的排除の除去に努める欧州年の開始に2007年の貧困データを使用）。	相対的貧困率、絶対的貧困率の双方をデータの入手状況に応じて報道機関や中央・地方の日刊新聞が引用（EU統計局と世界銀行報告書が発表する数字がより多くマスコミで引用）。2010年1、2月に、欧州統計局の貧困に関する統計データが数種の報道と新聞記事で引用（2008年のルーマニアの相対的貧困率が23%）。2009年には、2009-2013年度の世界銀行の各国とのパートナーシップ戦略によると、絶対的貧困率が上昇したことを種々の新聞記事が掲載（2009年7.4%）。	国立統計研究所では、欧州における社会的包摂の共通指標の一つとして毎年相対的貧困率を算定。 労働・家族・社会保護省社会的包摂計画部では、絶対的貧困率を全国の二次・三次指標として、算定（協力協定に基づき、国立統計研究所が家計調査などの調査データを提供）。
スロベニア	「2008年スロベニアの所得と貧困指標」暫定値（2009年10月15日）	相対的貧困率（国の中位所得の60%未満で生活する者）	12.3%、545ユーロ	12.3%（12%）、545ユーロ	スロベニア共和国統計局
スロバキア	スロバキア共和国統計局「スロバキアの世帯の所得・生活状況に関する調査（EU-SILC）2008年」（ブラチスラバ、2009年11月、99ページ）。	相対的貧困率（国の中位所得の60%、50%、40%未満で生活する者）、物質的剥奪およびEU-SILCに基づく貧困・社会的排除のすべての共通横断的指標（年齢・性別、経済活動別・性別、世帯類型別、住居所有形態別、労働密度別、社会保障移転前、年金を除く社会保障移転前の相対的貧困率、相対的貧困ライン、相対的貧困ギャップ、S80/S20、ジニ係数、65歳以上人口の所得中央値比率、代替率）	中位所得の60%に基づく貧困率11%（2008年）を政府は記者発表で使用。この指標は、とくに労働・社会問題・家族省の代表が、在任中のこの分野でのプラスの成果（2004年13%から2007、08年の11%に減少）を示す証拠として、政治的議論・公開討論において、使用。	マスコミでは、相対的貧困率11%を主として報道。欧州統計局の記者発表にも基づいて報道しているが、ほとんどの場合最初のページだけを参照）。社会学者らが欧州統計局のデータについて意見を求められるときは、貧困と社会的排除の多面性を捉えるためにはその他の指標も用いるべきと常に警告している（物質的剥奪指数とその細目、経済的ストレス、購買力など）。	スロバキア共和国統計局（EU-SILCに基づく様々な貧困、社会的排除指標が公的に公表されている）

				また、ユーロバロメータによる貧困自己評価のデータも、国民・マスコミの大きな関心と呼んでいる。	
フィンランド	2010年1月26日	住宅費控除前の等価所得の中央値の60%の指標を使用。左記の報告書では、2008年で貧困者が約70万人、人口の13.2%に達したとする。この水準は、単身者1人当たり約13,800ユーロ相当。この水準未満の世帯員の世帯人員数は、13,000人減少（前年度比）。一方で、低所得者内の所得格差は拡大し、低所得者とそれ以外の者との所得格差も拡大。	中央値60%の水準未満の者：70万人（2月27日に貧困問題に関する信任投票が議会で行われ、かなり大きな注目を浴びた）	貧困ライン未満70万人（1990年時点の対応する数値：39万5,000人）	フィンランド統計局
スウェーデン	2010年度社会報告書（2010年3月29日）	2種の主要指標（他のほとんどの報告書でも用いられている） A)中位所得の60%未満（相対的指標）、 B)インフレ調整後の1985年からの社会扶助指針基準値（絶対的指標）。	記者発表では、絶対的貧困（B）が1997年の11%から2007年の5%に減少したことを言及。同時期の相対的貧困率は7%から12%に増加したが、言及されず。	同報告書からマスコミは絶対的貧困の減少を取り上げている。ただし、相対的貧困の数値が議論されることがより一般的。	国立保健福祉局
イギリス	雇用年金省「平均所得未満の世帯：1994/95年度-2007/08年度の所得分布の分析」（2009年5月7日）	「相対的」低所得指標：住宅費控除前・控除後の純可処分家計所得の60%未満（全人口および各社会集団別） 「絶対的」低所得指標：住宅費控除前・控除後、1998/99年度の実質化した純家計所得の60%未満の者の割合（各社会集団別） 相対的低所得・物質的剥奪指標：総合支出報告の一部として定義された子どもの貧困のための第3の指標	「相対的」低所得指標：2007-2008年度、住宅費控除前の相対的貧困の定義では1100万人、住宅費控除後の定義では1,350万人（このうち、子どもでは住宅費控除前290万人、控除後400万人。生産年齢人口では控除前560万人、控除後750万人。年金受給者では控除前250万人、控除後200万人） 「絶対的」低所得指標：住宅費控除前で710万人、控除後で870万人。	ガーディアン紙 「中央値の60%」 http://www.guardian.co.uk/society/2009/may/07/inequality-poverty-labour デイリーテレグラフ紙 「住宅費控除前の純可処分家計所得の中央値の60%未満」 http://www.telegraph.co.uk/news/ulnews/5290903/Nearly-3-million-children-in-poverty-in-Britain.html	国立統計局の公式統計シリーズである雇用年金局（DWP）「平均所得未満の世帯（HBAI）報告書」（2009年）により作成。

		<p>2007/08 年度に低所得リスクが平均以上の集団</p> <p>所得分布：実質貨幣価値（世帯の差異を考慮に入れる（等価化）ため、所得を調整）</p> <p>所得不平等：ジニ係数</p> <p>物質的剥奪： 当該世帯が子ども用品および家庭用品を含む 21 種の物品・サービスを保有しているか否か。世帯がこれらを保有していないときは、これらをほしくないから持っていないのか、それとも持つ余裕が無いから持っていないのかを、当該世帯に質問)</p>	<p>相対的低所得・物質的剥奪指標：低所得でかつ物質的剥奪の世帯にいる子ども 220 万人。</p> <p>低所得リスクが平均以上の集団（子ども、85 歳超の年金受給者、失業世帯、少数民族、障害者：住宅費控除前で全人口の 18%、控除後で 23%）</p>	<p>デイリーメール紙 「英国平均未満の 60% の所得」</p> <p>http://www.thefreelibrary.com/200%2c000+elderly+living+in+poverty_-a0199459566</p>	
--	--	--	--	--	--